

ご存じですか?

## 『住宅建設資金利子補給制度』

この制度は、住宅金融公庫からお金を借りて住宅を建てたり購入する場合、その利息の一部について利子補給するもので、制度の概要是次のとおりです。

### ★該当する方は…

- ①町内に持ち家を建設または購入する方で、その資金の全額または一部を住宅金融公庫から融資を受ける方
- ②年間の収入金額の合計が、8百万円以下の方
- ③町民税を滞納していない方
- ④住宅金融公庫との金銭消費貸借抵当権設定契約を結んだ日以前に、町内に継続して2年以上住んでいる方(千葉県または他の市町村が実施する住宅建設利子補給制度に基づき、利子補給金の交付を受けている方は対象外)

### ★利子補給金額は…

公庫の建設資金残高が1千万円を限度に当該借入時の利率より2%を減じた率を乗じて得た額(上限1%) (地域優良木材住宅の認定を受けた物件については1千2百万円)

### ★申し込みは…

住宅金融公庫との契約を結んだ日から5年間。



## 本年10月1日現在で、 全国いっせいに 国勢調査を実施します。

国勢調査は、大正9年から5年ごとに行われており、日本に住んでいるすべての人を対象として行う大規模な統計調査で、行政の基礎となる人口・世帯の実態を明らかにするもっとも基本的な調査です。

※問い合わせは、横芝町役場企画財政課☎82-8823へ。



### 10月から

## 介護保険料の支払いが始まります

65歳以上で、年間18万円以上の年金をもらっている人は年金からの天引きにより、また、18万円未満の人やその他の人は個別払いの方法によって保険料を支払います。

保険料の額など、くわしいことは、9月中に本人あて直接通知されることになっています。お問い合わせは役場介護保険係(☎82-8818)へ。

### 忘れていませんか

## 児童手当の手続き

児童手当の制度が改正され、今年の6月から、手当の支給期間が3歳から小学校就学前の3月までに延長されました。

町では、この制度改正に該当すると思われる家庭に直接通知済みですが、手続きが済んでいない方は、9月29日までに役場保健福祉課で手続きをしてください。

### 児童扶養手当 特別児童扶養手当

## 現況届の提出を

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けている方は、年1回「現況届」を提出しなければなりません。この届け出をしないと手当を受けることができなくなります。9月8日までに、役場保健福祉課に提出してください。

児童手当についての問い合わせは、保健福祉課社会係(☎82-8816)へお問い合わせください。